

## 宮崎市広告入りエンディングノートの製作及び無償提供 に関するプロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

人生の最終段階において、70%の人が自分の望む医療やケアについて希望を伝える事が困難になるとされており、終末期の医療や介護の現場での混乱が生じていること等から、本市では、平成25年度から大学教授や在宅医療や介護関係者等の有識者で構成する在宅療養推進プロジェクト会議を開催し、本人の想いを家族や信頼できる人等に伝えることができるツールとして宮崎市版エンディングノート「わたしの想いをつなぐノート」を作成し、配付を行ってきたところである。

事業開始から10年という節目を迎え、財政的な負担軽減を図りながら新たなエンディングノートを作成し、より幅広い世代に配布することで、多くの市民が最後まで自分らしく生きることができるよう一助とする。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 宮崎市広告入りエンディングノートの製作及び無償提供者募集
- (2) 内容 別紙『宮崎市広告入りエンディングノートの製作及び無償提供 仕様書』のとおり
- (3) 履行期間 契約締結後（令和6年7月1日予定）から令和6年11月29日まで  
※なお、ノートの配布の開始日は令和6年12月2日とする。
- (4) 提案限度額 無償

### 3. プロポーザル方式により候補者を選定する理由

専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、候補者を選定するため。

### 4. プロポーザル方式により候補者を選定する理由

実績を有する事業者から広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

### 5. 業務スケジュール（予定）

- (1) 公募開始日 令和6年4月 2日（火）
- (2) 質問の締切日 令和6年4月12日（金）
- (3) 質問に対する回答日 令和6年4月16日（火）
- (4) 参加申込書受付締切日 令和6年4月22日（月）
- (5) 参加資格確認結果通知日 令和6年4月26日（金）
- (6) 提案書等の提出締切日 令和6年5月10日（金）
- (7) プレゼンテーション 令和6年5月17日（金）
- (8) 審査結果通知 令和6年5月23日（木）
- (9) 契約締結 令和6年7月上旬

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり

### 6. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。

- (4) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から候補者の選定までの間に、宮崎市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 過去に、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること。

## 7. 参加申込の手続き

### (1) 事務局（問い合わせ先）

〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2

宮崎市健康管理部健康支援課療養支援係

電話 0985-29-5286

FAX 0985-29-5208

Mail 10zousin@city.miyazaki.miyazaki.jp

### (2) 応募書類及び部数

- ①参加申込書兼誓約書（様式1号） 1部
- ②法人の場合、履行事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）  
個人事業主の場合、身分証明書（発行から3か月以内のもの） 原本1部
- ③宮崎市税及び国税について滞納がないことを証する書類  
（提出期限前3か月以内のもの） 原本1部
- ④暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式3号） 1部
- ⑤類似業務実績表（様式4号） 1部
- ⑥法人の場合、会社概要（パンフレット等） 2部

### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留等送達記録が確認できる方法に限る）により、(1)の事務局あてに提出すること。

### (4) 提出期限

- ①持参の場合 令和6年4月22日（月）17時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く）
- ②郵送の場合 令和6年4月22日（月）必着

### (5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和6年4月26日（金）までに通知する。

## 8. 質問及び回答

### (1) 質問

- ①質問方法 メール又はFAXにより、質問書（様式5号）を7(1)の事務局あてに送付すること（必ず事務局へ着信確認の連絡を行ってください）
- ②受付期間 令和6年4月2日（火）～令和6年4月12日（金）正午まで

### (2) 回答

- ①回答方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。  
URL : <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/bid/information/>
- ②回答 令和6年4月16日（火）まで

## 9. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

- ①提案書（様式2号） 8部
- ②エンディングノートの見本（色、材質、デザインがイメージできるもの） 8部

③広告関係の納入実績（納入先自治体名、発行部数、広告件数等がわかるもの） 1部

※ ①、②は、正本を1部、副本（会社名や会社を特定される部分を消して作成）を7部提出すること  
(2) 提出方法

持参又は郵送（書留等送達記録が確認できる方法に限る）により、7（1）の事務局あてに提出すること。

(3) 提出期限

- ①持参の場合 令和6年5月10日（金）17時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く）
- ②郵送の場合 令和6年5月10日（金）必着

## 10. 評価方法

(1) 評価基準

「宮崎市広告入りエンディングノートの製作及び無償提供者選定方法及び評価基準」（以下、「評価基準」という。）のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書の内容について、対面もしくはオンライン形式でプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ①日 程 令和6年5月17日（金）（予定のため日程・開始時刻等については別途連絡する）
- ②内 容 1事業者につき20分以内とし、その後約10分間のヒアリングを行う
- ③接続方法 日程とあわせて後日通知する

(3) 候補者の選定方法

- ①宮崎市広告入りエンディングノートの製作及び無償提供に関する候補者選定委員会設置要領第3条に規定する委員が、提案内容の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う
- ②失格者を除き、各委員の採点の合計点数が最も高い提案業者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に合計点数の高かった者（以下「次点交渉権者」）から順に交渉を行う
- ③合計点数が同一の参加業者が複数いた場合には、選定委員の協議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣をつけ、順位を決定するものとする
- ④上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、候補者として選定せず、プロポーザル方式の手続きを中止することがある

(4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③プレゼンテーション開始時間までに間に合わなかった場合
- ④審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合など

## 11. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・候補者の名称、点数
  - ・参加業者の名称（50音順）
  - ・候補者以外の点数（点数の高い順）
- （候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない）

## 12. 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

候補者と宮崎市の間で、内容等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

### (2) その他

候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式6号）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 13. その他

### (1) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない
- ②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する
- ④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある
- ⑤提出に要する費用は、応募者負担とする

### (2) その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届（様式6号）を提出すること
- ③企画提案書は、1者につき1提案に限る
- ④参加業者が1社のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する

## 附則

この要領は、令和6年3月25日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。

## 【問い合わせ先】

〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2

宮崎市健康管理部健康支援課療養支援係

電話 0985-29-5286

FAX 0985-29-5208

Mail 10zousin@city.miyazaki.miyazaki.jp